

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和5年9月12日付大阪市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

別紙のとおり

2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間

運行態様：区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

運送の区間：別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類			額及び適用方法
運賃	大人		300 円
	小児		150 円
	幼児		同伴者 1 名につき 2 名まで無料 3 人目から小児運賃 150 円
	特別割引※	大人	150 円
		小児	80 円
	定期	大人	当エリア内 1 か月 5,000 円 2 エリア内（当エリア含む）1 か月 9,000 円 （クレジット決済のみ）
決済手段	現金		乗車時
	クレジットカード		乗車時にアプリを通じてお支払い

※身体障がい者手帳・療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の記載（第1種または第2種）により、運賃を割引します。児童福祉法に定める被保護者の方は、一般乗合旅客自動車運賃割引証明書により運賃を割引します。

4. 運行時間帯及び時間帯別運行回数

6時から23時まで

1台1時間あたり最大3便運行（1時間あたり最大45便）

5. 使用する車両及び台数

ワンボックス車両≪通常車両≫ 12台（乗車定員（運転席・助手席除く） 8名）

ワンボックス車両≪車いす対応車両≫ 2台（乗車定員（運転席・助手席除く） 5名）

小型バス車両≪ノンステップ車いす対応車両≫ 1台（乗車定員（運転席・助手席除く） 13～28名程度）

6. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行開始予定日：令和6年4月1日

7. 運行事業者

大阪市高速電気軌道株式会社・大阪シティバス株式会社
(道路運送法 第4条申請予定運行事業者)

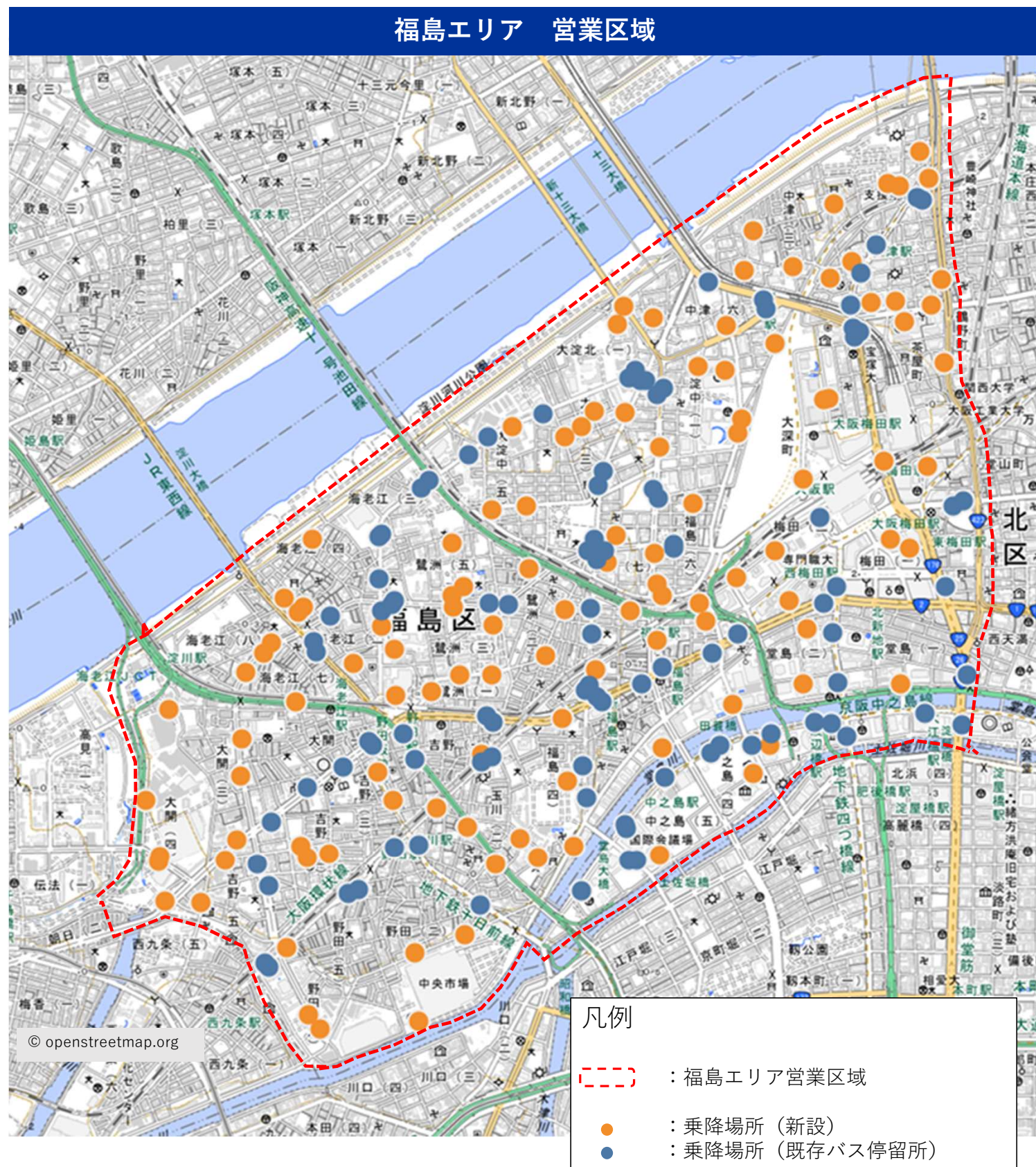
(※提携運行事業者は決まり次第事務局を通じて報告)

令和5年9月12日
大阪市地域公共交通会議

会長 内田 敬

(2) 事業内容

9. 営業区域(福島エリア)



(2) 事業内容

9-1. 運送の区間(福島エリア)

